

甲斐市景観審議会の記録

【令和6年度第2回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：令和7年2月18日（火）午後2時～3時

会場：北部公民館 視聴覚教室

□次 第

○令和6年度第2回甲斐市景観審議会

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 会長挨拶
4. 案件

- ①甲斐市景観重要樹木について
- ②良好な眺望場所の抽出・選定について

5. その他
6. 閉会

□配布資料

○甲斐市景観審議会資料

1. 次第
2. 委員名簿
3. 会議資料
 - ①甲斐市景観重要樹木について
 - ②良好な眺望場所の抽出・選定について

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

○笠井 治
○川口 優一
○板谷 久美子

2号委員

○大山 勲
○新津 健

3号委員

○山本 賢治
○小宮山 和人
○河野 昭造

武藤 洋

小田切 一正

田邊 敏明

桂嶋 恵美

4号委員

○草野 真史
○吉野 正則
○壺屋 嘉彦

◆事務局

○都市建設部	部長	箭本 太
○都市計画課	課長	久保 欽一
○都市計画課	まちづくり推進係	小林 悟
○都市計画課	まちづくり推進係	齊藤 圭吾
○都市計画課	まちづくり推進係	石川 優美

2. 発言要旨

○令和6年度第2回甲斐市景観審議会

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となったので、只今から令和6年度第2回甲斐市景観審議会を開催させていただく。
- ・本日の審議会は、委員総数15名のうち11名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市景観条例施行規則第33条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。本日の審議会は甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催となる。

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 案件

(事務局)

- ・景観審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は会長にお願いする。

(議長)

- ・それでは、案件①甲斐市景観重要樹木について、事務局から説明をお願いする。

●案件①甲斐市景観重要樹木について事務局から説明（説明：事務局）

(議長)

- ・ただいま事務局から説明があった。質問がある方は挙手をお願いする。

(委員)

- ・資料8ページに現在の応募件数とあるが、これは第3号を指定以降に応募があった件数なのか、もしくは、景観重要樹木の事業自体を始めてから応募があった件数なのか、どちらか。

(事務局)

- ・第3号指定以降に応募があった件数ではなく、景観重要樹木として事業を始めたころから応募があった全ての件数である。

(委員)

- ・それでは、資料1-3は市民の方から応募があった樹木であり、資料1-4は事務局から案として挙げ、今まで協議してきた樹木だが、これらの候補樹木は同等に扱うのか、それとも区別して扱っていくのか。

(事務局)

- ・事務局としては、市民の方から応募があった中から選定をしていきたいと考えてはいるが、必ずしもそうでなければならないということはなく、資料1-4から選定する可能性もあると考えている。

(議長)

- ・資料 1-4 は前の委員の時に協議した内容である。資料 1-3 の樹木の多くは、ある 1 名の方からの応募である。実は全く盛り上がっていない現状がある。

資料 1-3、1-4 どちらを優先するかではなく、同等に扱っていいと考える。また、募集を新たに行い、景観重要樹木に相応しい樹木を見つけていきたい。

- ・もう一つの案件である眺望場所では、ショッピングセンターで活動を行うなど工夫したことにより多くの反響があったことから周知に繋がったと思う。景観重要樹木もこのような地道な活動をしていきたい。より気軽に応募できる方法を考えてもいいかもしれない。

委員の皆さまも日頃から、景観重要樹木にこの木はどうだろうかと考えていただきたい。

- ・他に意見がなければ、次の案件にいく。

- ・次の案件の、良好な眺望場所の抽出・選定について、事務局から説明をお願いします。

●案件②良好な眺望場所の抽出・選定について事務局から説明（説明：事務局）

(議長)

- ・ただいま事務局から説明があった。質問がある方は挙手をお願いします。

(委員)

- ・予定の中で、今後は投稿してもらう程度にするとあるが勿体ないと思う。もっと良い場所がたくさんあると思うので募集にも力を入れてはどうか。また、私は山梨県の出身ではないため選定された景色の詳細は知らない。投票した方がこの場所で何をしているのか等、その場所で何ができるのかの詳細を紹介してはどうか。そうすれば、これを見た方がその場所に興味を持つと考える。

(事務局)

- ・多くの方からの意見を確認することができたため、今後は 6 カ所を活用していく方法を検討していきたいと考えていた。この審議会の場で、応募を継続した方が良い等の意見をいただければ、また一緒に考えていきたい。

(議長)

- ・投票についても第 2 弾、第 3 弾と続けていってもらえればと思う。

(委員)

- ・資料 16 ページでは、景観への意識付け向上のために景色の写真を投稿してもらうとあるが、つまりは募集は継続するとのことだと思う。だけど、眺望場所の候補とはしない。それでは、投稿してもらった写真はどうするつもりなのか。

(事務局)

- ・当初は、募集を継続していく予定だったが投票を通じて多くの意見を確認することができた。

6 カ所以外の景色が良いと言っていた方も沢山いるのは承知しているが、事務局としては、

まずもって、当初の目的であった視点場の整備を少しでもできればと考えている。

確かに、数を増やすという考え方もあるが、今はたくさんの意見があった6カ所を活かしていきたい。そして成功事例を作り、次につなげていきたい。

(委員)

- ・その主旨は理解した。しかし、応募があった景色をどうするのか知りたい。

(事務局)

- ・活用については審議会で協議したいが、今考えているのは応募があった景色を定期的に市のHPにて公表していこうと考えている。現状では、次の認定について考えていない。もともとコンテストではないので、お気に入りの景色を投稿してもらう程度に止め、6カ所を活かす方法を考えていきたい。

(委員)

- ・その考えはよくわかった。ここで投稿してもらうときに、これは何々に活用します、使いますといった主旨がないと投稿しにくいと思う。事務局の方も整理が難しいと思うが、何か決める必要があると考えた。

(事務局)

- ・先ほどの意見と同じように、前回の委員からも使い方がわからないとの意見を多くいただいている。この募集を始めた2年前からゴールが決まっていない。今回は、結果的にはポスターを作成したが、今後の使い方についても難しいところであるが、意図をつけて今後も継続していきたいと考えている。

(委員)

- ・例えば、この6カ所を指定するとして何に使うのか。ポスターを作成して終わりになるのか。また、整備するとしても何を整備するのか。例えば、梅の里であれば手入れをしないと残せない、コスモス畑は双葉の団体が手入れをしている。それ以外については何もすることはないのではないか。

指定してポスター作成で終わらせるべきではない。

甲斐市で作成しているパンフレットは暗いものが多いと感じている。これは甲斐市に観光的なところがないため古道といった暗い写真を使うことになってしまっている。

この6カ所以外にも矢木羽湖や信玄堤等の主要なところでさえ出てきていないので継続して、どんどん認定していくのはどうか。そして、パンフレットに掲載するなどしてはどうか。

- ・新聞に掲載されていたが、甲府市でも写真の募集を行っている。韮崎市も前から行っており、冊子を作ったりしている。他の市では、いろいろな形でいい景色があることの宣伝を行っている。そのため、今の甲斐市のようなポスターを作成して終わりといったことではなく、何か上手な使い方を考えてもらいたい。

(議長)

- ・多くの委員が言っていることは前回、前々回その前でも協議されてきた内容である。その際の意見としても、何に使うのか言わないと市民の方が分からないということであった。

その際に議論した内容としては4つあった。1つ目は、知ってもらう、つまり情報発信。2つ目は褒めてあげる、つまりは認定。3つ目が整備、例えば、良い眺望場所への道中や駐車場の整備を行うこ

とや眺望を遮っているものを撤去する等の整備を行う。4つ目が景観計画に視点場からの景色を守りたいという内容を明記することである。実際に開発行為があり、良いか悪いかの判断をする際、どこどこからの富士山への眺望を阻害するから悪いといったことを計画に掲載しておく必要がある。それを考えるために、皆さんから好きな景色を募集している。これが大本だと思う。

- ・今回6カ所を認定するのは良いが、これから増やさないとといったことが問題であり、増やしていくべきである。投稿してもらう程度にすると、どうするんですかになってしまう。このどうするんですかの内容については、事務局の方で検討いただき、次回以降の審議会にて審議したい。
- ・例えば、有名な話だが富士山の新倉浅間神社、五重塔と富士山で有名なところである。実は地元の方たちはこの場所を知らなかった。有名な眺望場所から少し下ったところで富士山を見る方が多かった。ところが少し登った眺望場所として成立していない場所から写真を撮った方がおり、それを海外に向けて SNS で情報発信した。これはタイ人が個人的に行ったという話だが、実は市役所の職員が仕掛けたものであった。それで数百万人の観光客が訪れ、その後に展望台の設置に繋がった。
- ・投稿してもらう程度にするとしても、写真コンテストを行うだったり、SNS で情報発信するなどさまざまな手立てがあると思うので、多くの方に周知し、かつ整備もする。そして、景観計画に明記する規制内容を決める、このような道筋でいくのが本来の目的ではないか。
- ・また、資料として「公共眺望ポイント整備ガイドライン」が配られたということは、整備を行っていくということだと思う。具体的な内容は次回の審議会にて協議したい。
委員から既に整備されている場所ばかりだとの意見があったが、そうだったら足りないところ、あと少しここを変えればより良くなるといった場所を探していければと思う。よって、6カ所ではなく、もっとたくさんの場所を検討していきたい。
- ・他に意見がなければ案件を終了する。

5. その他

(事務局)

- ・事務局から1点、事務連絡をする。次回の審議会の開催は新年度の第1回目は令和7年度の6月から7月の間で開催を予定している。改めて通知にて案内する。事務局からは以上となるが、委員の皆様から何かあるか。

(委員)

- ・本日の案件としては、今まで協議してきた課題についてだったと思う。
新年度の案件としては、景観重要樹木第4号の指定について具体的な話が出てきたり、眺望場所についても具体的なことを事務局から提案があるということで今日はある意味、今までのまとめと課題が示されたということで良いか。

(事務局)

- ・その通りである。景観重要樹木の資料に今後の予定を掲載してある。具体的に年度ごとに実施する予定を記載してある。この通りに進めていきたい。

(委員)

- ・ 景観重要樹木は3年に1本指定していくとあるが、もっと短い期間で指定できないか。3年だと委員が変わってしまう。指定するときは、どんどん指定してはどうか。

(事務局)

- ・ 候補となる樹木は多くあると思うが、指定の有無等を確認するための時間や予算のことを考えると3年に1本で進めていきたいと考えている。

6. 閉会

(事務局)

- ・ 以上で、甲斐市景観審議会終了する。 本日は長時間にわたる活発なご審議、感謝する。

●最後に挨拶を交わして閉会